議案第　１３０　号

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「４月30日」を「６月30日」に改める。

別表の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	310
	変圧塔その他これに類	１個につき１年	1,000

		するもの及び公衆電話所			
		郵便差出箱及び信書便差出箱			430
		広告塔		表示面積１平方メートルにつき１年	900
		その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
法第32条第１項第２号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	22
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			31
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			46
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			92
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			220
		外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの			310
		外径が１メートル以上のもの			610
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		10

		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	820
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	510
			地下に設けるもの		310
	その他のもの				1,000
法第32条第１項第４号に掲げる施設					1,000
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				450
	地下に設ける通路				270
	その他のもの				1,000
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積１平方メートルにつき１日	9
	その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積１平方メートルにつき１月	90
		その他のもの		表示面積１平方	900

号。以下この表において「令」という。）第７条第１号に掲げる物件			メートルにつき１年	
	標識		１本につき１年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	9
		その他のもの	１本につき１月	90
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	9
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	90
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	900
		その他のもの		450
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	90
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				100
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.026を

		乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物	Ａに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.015を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.015を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第12号に掲げる器具		Ａに0.026を乗じて得た額
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第14号及び第15号に掲げる施設		Ａに0.034を乗じて得た額

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、改正後の周南市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の道路に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

（参　考）

周南市道路占用料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
（占用料の徴収方法） 第３条　占用料は、法第32条第１項若しくは第３項又は電線共同溝整備法第10条、第11条第１項若しくは第12条第１項の規定により許可をした占用の期間等に係る分を、当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあっては、当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から１月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間等が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を４月30日までに徴収するものとする。 ２　（略）	（占用料の徴収方法） 第３条　占用料は、法第32条第１項若しくは第３項又は電線共同溝整備法第10条、第11条第１項若しくは第12条第１項の規定により許可をした占用の期間等に係る分を、当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあっては、当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から１月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間等が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を６月30日までに徴収するものとする。 ２　（略）

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第１項第１号	第１種電柱	１本につき１年	480
	第２種電柱		730
	第３種電柱		990
	第１種電話柱		430

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第１項第１号	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510

現行			
に掲げる工作物	第２種電話柱		680
	第３種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積１	870

改正案			
に掲げる工作物	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔	表示面積１	900

現行			
		平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100

改正案			
		平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120

現行						改正案					
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				220
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				310
	外径が1メートル以上のもの				510		外径が1メートル以上のもの				610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9				その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	820

現行					
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430
			地下に設けるもの		260
	その他のもの				850
法第32条第1項第4号に掲げる施設					850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額

改正案					
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510
			地下に設けるもの		310
	その他のもの				1,000
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額

現行					改正案				
	上空に設ける通路			430		上空に設ける通路			450
	地下に設ける通路			260		地下に設ける通路			270
	その他のもの			850		その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479号。）	看板（アーチありもを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87	道路法施行令（昭和27年政令第479号。）	看板（アーチありもを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900

現行				
以下のにい令と。第条1にげ物（以下「令」という。）7第号掲る件	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令7第号掲る事施でるの除。第条4にげ工用設あもをく。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87

改正案				
以下のにい令と。第条1にげ物（以下「令」という。）7第号掲る件	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（令7第号掲る事施でるの除。第条4にげ工用設あもをく。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90

現行				
	）			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額

改正案				
	）			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額

<table>
<tr><th colspan="4">現行</th><th colspan="4">改正案</th></tr>
<tr><td rowspan="4">設</td><td rowspan="3">地下トネのの下除。にけも（ンル上地をく）設るの</td><td>階数が１のもの</td><td>Ａに0.004を乗じて得た額</td><td rowspan="4">設</td><td rowspan="3">地下トネのの下除。にけも（ンル上地をく）設るの</td><td>階数が１のもの</td><td>Ａに0.004を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>階数が２のもの</td><td>Ａに0.006を乗じて得た額</td><td>階数が２のもの</td><td>Ａに0.006を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>階数が３以上のもの</td><td>Ａに0.007を乗じて得た額</td><td>階数が３以上のもの</td><td>Ａに0.008を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>Ａに0.025を乗じて得た額</td><td colspan="2">その他のもの</td><td>Ａに0.026を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令第７条第９号に掲げる施設</td><td colspan="2">建築物</td><td>Ａに0.019を乗じて得た額</td><td rowspan="2">令第７条第９号に掲げる施設</td><td colspan="2">建築物</td><td>Ａに0.022を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>Ａに0.014を乗じて得た額</td><td colspan="2">その他のもの</td><td>Ａに0.015を乗じて得た額</td></tr>
</table>

現行			改正案		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得

現行			
			た額
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.031を乗じて得た額

（略）

改正案			
			た額
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第14号及び第15号に掲げる施設			Ａに0.034を乗じて得た額

（略）